

監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定による出資団体監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を公表します。

監査の対象団体（所管課）  
公益財団法人蘭島文化振興財団（文化振興課）

令和8年2月20日

呉市監査委員  
大 下 正 起  
沖 本 恭 治  
小 田 晃士朗

## 出資団体監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による出資団体監査

### 2 監査の対象団体（所管課）

公益財団法人蘭島文化振興財団（文化振興課）

### 3 監査の期間

令和7年10月1日から同年12月25日まで

### 4 監査の対象

令和7年度における出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

### 5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令、定款等に適合し、適正に行われているかに主眼を置いた。

### 6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

### 7 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において、法令、定款等に適合し、財政的援助等の目的に沿って行われていると認めた。

## 監査公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を公表します。

### 監査の対象団体及び施設（所管課）

#### 1 対象団体

社会福祉法人呉社会福祉協議会

#### 2 施設（所管課）

グループホーム蒲刈及び蒲刈障害者活動支援センター（福祉保健課及び障害福祉課の共管）

令和8年2月20日

呉市監査委員

大 下 正 起  
沖 本 恭 治  
小 田 晃士朗

## 公の施設の指定管理者監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

### 2 監査の対象団体及び施設（所管課）

#### (1) 対象団体

社会福祉法人呉市社会福祉協議会

#### (2) 施設（所管課）

グループホーム蒲刈及び蒲刈障害者活動支援センター（福祉保健課及び障害福祉課の共管）

### 3 監査の期間

令和7年10月1日から同年12月25日まで

### 4 監査の対象

令和7年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

### 5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令、基本協定書、事業計画書等に適合し、適正に行われているかに主眼を置いた。

### 6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

### 7 監査の区分

是正，改善又は検討を求める事項については，定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお，監査の結果については，勧告事項，特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

## 8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて，監査の対象となった事務は，重要な点において，法令，基本協定書，事業計画書等に適合し，財政的援助等の目的に沿って行われていると認めた。

なお，是正，改善又は検討を求める事項は，次のとおりである。

### 指摘事項

市から貸与された備品について，次の事例があった。

- (1) グループホーム蒲刈で使用するため市から無償貸与されている備品（8 品目）が，経年劣化により使用できなくなったことから，市と協議を行わないまま指定管理者が廃棄していた。

また，廃棄した備品の代替品を購入し，市と協議を行わないまま指定管理業務で使用していた。

- (2) 蒲刈障害者活動支援センターで使用するため市から無償貸与されている備品（1 品目）を，指定管理者が管理している蒲刈高齢者生活福祉センターに移設し，使用していた。

については，基本協定書に規定する備品等の管理物件に係る事項を遵守するとともに，備品の取扱いについて再度確認されたい。